第５章　推進体制等

１．関係施策との有機的な連携

本計画に基づく施策の推進にあたっては、長崎県医療計画、長崎県アルコール健康障害対策推進計画、健康ながさき２１及び長崎県自殺総合対策５ヶ年計画に基づく取組等関連施策との有機的な連携により取り組むこととします。

２．推進体制

「長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギャンブル等依存症対策専門部会」で、計画の見直し、評価及び実施機関への必要な助言・指導等を行います。

３．計画の進行管理

国の基本計画の動向及び「長崎県依存症対策ネットワーク協議会」における議論を踏まえ、必要な協議や計画の達成状況の評価等を実施していくこととします。

４．計画の見直し

計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間の終了前であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。